

生徒心得

1. 学校生活においては、自分の基本的人権を主張することができると同時に、他人の基本的人権を尊重しなければならない。
2. したがって、次に該当するものは強力な指導を行う。
 - ① 授業や特別活動への妨害行為を行う者
 - ② 暴力行為を行う者
 - ③ その他、法・条例等に違反する行為を行う者
3. 本校の生徒である限り、教職員の指導を受け入れる生徒でなければならない。
4. 社会のルール・マナーが本校のルール・マナーであるとの認識のもとに以下の諸注意を守って学校生活を送ること。
 - ① 病気その他やむを得ず欠席または遅刻をする場合は、午後 6 時までに必ず学校に電話連絡をすること。(電話 852-1168)
 - ② 同じくやむを得ず早退する場合は、職員室に届け出ること。
 - ③ 登・下校に車・バイク(自転車を含む)を使用する場合は、任意保険に加入し、通学届を必ず提出すること。交通ルールを守れない者は通学を禁止する。
 - ④ 校舎内では学校指定の上履きを使用すること。また、体育館では体育館シューズを使用すること。
 - ⑤ 授業中の携帯電話の使用は禁止する。指導に従わない場合は状況に応じて生徒指導の対象とする。
 - ⑥ 学校敷地内完全禁煙。違反者は 20 歳以上であっても指導の対象とする。
 - ⑦ 教室は全日制と共用であるので、下校する時は机・椅子の整頓をする。
 - ⑧ 教科書・ノートは持ち帰りを原則とするが、定時制職員室の生徒用ロッカーも利用できる。また、教室には持ち物を置かないようにすること。
 - ⑨ 互いに励まし合い、助け合って楽しい学校生活を送ることができるよう、「こんばんは」、「おやすみなさい」などの挨拶をしよう。

高知県学校警察連絡制度について

本制度は、児童生徒の問題行動等の初期の段階から学校と警察が緊密に連携し、家庭とも連携を深めることによって、多角的な支援を行い、早期の立ち直りや非行及び犯罪被害の拡大防止を図ることで、児童生徒の健全育成を目指すものです。

※警察等に補導された場合は、必ず保護者等に連絡があり、また後日学校にも必ず連絡が入る。問題行動へ迅速に対応するため、補導された場合は速やかに学校（ホーム担任）へ補導内容について申し出ること。

問題行動等の指導基準について

指導については、※別紙『高岡高等学校定時制 生徒指導基準について』を必ず参照すること。また、問題行動等の予防や指導については、学校の取組だけでは限りがございますので、ご家庭の協力が不可欠となります。この点についても、ご理解をお願いします。

1 問題行動等の指導基準

| 事 項 | 指 導 内 容 |
|--|--|
| 窃 盗 | ・管理職（謹慎処分・退学勧告）事案により検討 |
| 暴力行為 | ・管理職（謹慎処分・退学勧告）事案により検討 ※胸ぐらをつかむ等の身体に触れる行為及び人権を侵害するような暴言や威嚇 ・恫喝行為等（SNS等を含む） |
| いじめ行為 | ・管理職（謹慎処分・退学勧告）いじめの定義に従って、これ以上の指導を検討 |
| 薬物乱用 | ・管理職（謹慎処分・退学勧告）事案により検討 |
| 悪質な道交法違反 | ・管理職（謹慎処分・退学勧告）無免許運転・飲酒運転・暴走行為等 |
| 性的ないやがらせ等の 迷惑行為、不健全交遊 | ・事案により検討 |
| その他の人権侵害行為 | ・事案により検討 |
| 危険物所持 | ・事象により検討 |
| 器物損壊 | ・事象により検討（修理代金請求） |
| 喫 煙 (加熱式・電子タバコ等 含む) | ・1回目（生徒指導部長説諭）・2回目（管理職説諭）・3回目（謹慎処分） ・4回目（退学勧告以上を含む） ※20歳以上の成人についても本校敷地内及び正門付近での喫煙行為は指導の 対象とする ※20歳未満の喫煙は1回目から厳しい指導（管理職指導）を行う場合がある ※ノンニコチン製品等の喫煙代用品についても同等の指導を行う ・20歳未満の者は、保護者同席とする ・喫煙同席 たばこ（ライター・マッチ）所持等 事象により検討 |
| 不健全娯楽 (未成年者の立入禁止 場所・行為等) | ・1回目（生徒指導部長説諭）・2回目（管理職説諭）・3回目（謹慎処分） ・4回目（退学勧告以上を含む） ※ただし、違法性の高い場合や依存度の高い場合などは内容等を検討し判断 |
| 刺青（タトゥー） | ・入学前に施している者は、学校では絶対に見えない服を着用するように指導 ・入学後、新たに施した場合は事案により検討 |
| 深夜徘徊 | ・1、2回目（生徒指導部長説諭）・3回目（管理職説諭）・4回目以降は、検討 |
| 授業妨害・怠学 | ・事象により検討（携帯電話の無断使用・マナー違反行為等(スマートフォン、スマートウォッチ等 含む)) ・校舎内外による徘徊行為・授業中の私語等 ※電子機器の使用は禁止 |
| 迷惑行為 | ・事象により検討（勧誘・違法な選挙活動等） |
| 飲 酒 | ・事象により検討（生徒指導部長説諭・管理職説諭・謹慎処分・退学勧告） ※20歳未満の飲酒は1回目から厳しい指導（管理職指導）を行う場合がある |
| 車両の不正改造等 | ・事象により検討 ※不正改造車による通学は認めない |
| その他 | ・事象により検討 |
| 身柄拘束等により長期 間登校することが困難 な事案 | ・事象により検討 |
| 複数の事案で問題行動 が累積された場合 (例：喫煙1回+深夜 徘徊1回=累積2回) | ・事象により検討 |
| 短期間に問題行動等が 続き、改善の見込みが ないと判断される場合 | ・管理職（謹慎処分・退学勧告）事象により検討 |

2 定期考査の不正行為による指導基準

| 事 項 | 指 導 内 容 |
|----------------------|----------------------------------|
| 不正行為（カンニング等） | ・ 謹慎処分（当該科目を0点とし、以降の科目は別室受験） |
| 情報ツール使用（スマートウォッチ等含む） | ・ 謹慎処分（当該科目を0点とし、以降の科目は別室受験） |
| 情報ツール所持（スマートウォッチ等含む） | ・ 着信音等が鳴った場合、生徒指導部長説諭（保護者は伴わない。） |

■令和8年4月1日より施行（令和8年度在籍生徒より本基準を適用）